

公益財団法人 知床財団 評議員等の報酬・費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人知床財団 定款（以下定款という。）第13条、第30条及び第45条の規定に基づき、本財団の理事、監事、委員及び評議員に対する報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第24条により置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第10条により置かれる者をいう。
- (3) 委員とは、定款第45条により置かれる者をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬であつて、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 評議員、役員及び委員が会議等の招集に応じたときは、日額6,500円を上限に支給することができる。

(費用の支給)

第4条 評議員、役員及び委員の費用の支給については、「公益財団法人知床財団職員の旅費規程」を準用する。

(改正)

第5条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

附則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規程は、平成28年5月29日から改正施行する。